

新型コロナウイルス感染症への対応等について
(令和4年2月10日現在)

<町民の皆様へ>

まん延防止重点措置区域の指定及び七宗町非常事態宣言
の期間が延長されました

岐阜県の感染拡大の勢いは着実に鈍化しているものの、減少傾向には至っておりません。1月21日から指定を受けているまん延防止等重点措置区域及び七宗町非常事態宣言の期間は3月6日まで延長となりました。町民の皆様には、引き続きの基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

そして、以下のことをお願いします。

1. マスクの着用、アルコール手指消毒、適度な換気、県をまたぐ移動は極力回避、普段会わない人との会食回避など

【県より】

(<http://pref.gifu.lg.jp/site/covid19/26556.html>)

<町の対応等>

1. 町内での開催されるイベント等の対応について

- ・スポーツ大会は選手、関係者のみで、無観客で実施してください。
- ・各種団体の活動や会議、展示会等については、主催者の判断に任せますが、感染予防対策の徹底をお願いします。

2. 公共施設の対応

- ・以下の施設については、町内の方の利用に限定し、人数制限を行います。利用時間については、午後5時15分までの利用とします。

また、図書の貸し借りや児童クラブの使用、行政上必要な場合の使用は行います。詳細については、教育委員会（0574-48-1114）でご確認ください。

利用の際は感染予防対策をお願いします。

- (1) 木の国七宗コミュニティーセンター
- (2) 神淵コミュニティーセンター
- (3) 上麻生中学校屋内運動場及び屋外運動場
- (4) 上麻生小学校屋内運動場及び屋外運動場
- (5) 神淵中学校屋内運動場及び屋外運動場
- (6) 神淵小学校屋外運動場
- (7) 七宗町体育館及び町民運動場

3. 感染を防ぐための対応について

- ・「新型コロナウイルス感染症について」厚生労働省ホームページ参照
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

4. 相 談 窓 口

- ・「岐阜県新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口」岐阜県ホームページ参照
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/26598.html>)

(問合先等)

七宗町役場総務課 総務防災係

TEL 0574-48-1111 (内線 102、105)